

# 寄 附 申 出 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所 ・ 所 在 地	〒
氏 名 ・ 名 称	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

下記のとおり、千葉県への寄附を申し出ます。

記

1. 寄附金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 寄附金の使途について

回答欄

3. 寄附金の支払い方法 【 1. 納付書 ・ 2. 現金書留 】

(右の回答欄に、番号をご記入ください)

注意：1. 納付書は、千葉県内に本・支店のある取扱金融機関窓口でのお支払いとなります

2. 現金書留用封筒は各自で御用意の上、送付してください

※取扱金融機関は、千葉県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/kinyuukikan.html>

回答欄

4. 申告特例制度の希望 【 1. 希望する ・ 2. 希望しない 】

(右の回答欄に番号を御記入ください。)

※申告特例を希望する場合は、寄附を行っていただいた上で「申告特例申請書」を本県に提出してください。

※「申告特例申請書」は千葉県ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/furusato.html>

※申告特例制度には適用要件がありますので、別紙を御確認のうえ番号を記載してください。

## 申告特例制度とは

次の要件に該当する方が申告特例制度を希望する場合、寄附の翌年にふるさと寄附金の控除のための所得税確定申告書の提出をしなくても、住民税の寄附金控除の適用を受けることができる制度です。

### 1 対象となる方の要件（①②ともに満たす方）

- ①所得税確定申告書の提出が必要のない方  
(1ヶ所からの給与所得のみ、公的年金のみの方など)
- ②ふるさと寄附金の寄附先が5団体以内

### 2 申告特例を受ける場合の手続き

(手続者)

①寄附申出書の「申告特例制度の希望」の回答欄に1（希望する）を記入し、寄附を行っていただいた上で「申告特例申請書」を、本県に提出してください。

※申請書の様式は、千葉県ホームページからダウンロードしてください。  
※申請書を送付する際は、封筒に「申告特例申請書 在中」と朱書してください。

(寄附者)



②県から住所地所在の市町村に対し、申告特例通知書を送付します。  
(県から市町村への送付期限：寄附翌年の1月31日)

(県)



③寄附を行った翌年度の住民税から税額を控除  
(控除上限額：住民税所得割額の2割)

※申告特例の適用を受けた場合、所得税及び復興所得税分の控除も住民税から控除され、所得税からの控除はされません。

(市町村)

### 【注意事項】

申告特例の申請書を提出後に、申請事項（住所等）に変更があった場合には、1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。

### 3 申請書の提出があっても申告特例を受けられない場合（以下のいずれかに該当）

- ①確定申告書の提出が必要となった場合
- ②6以上の地方公共団体に寄附をした場合
- ③「申告特例申請事項変更届出書」を提出しなかった場合  
(県から申告特例通知書を受けた市町村と、賦課期日（寄附した翌年の1月1日）現在の住所地の市町村が異なる場合)

※申告特例制度を希望した場合でも、6以上の地方公共団体に寄附をした場合や寄附の翌年に所得税確定申告書の提出をした場合には申告特例制度の適用はなくなりますので、医療費控除などを受けるために所得税確定申告書を提出する場合には、必ず申告書への寄附金控除の欄の記入と領収証等の添付をしてください。